

○福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件

令和七年九月二日  
福島県告示第五百八十五号

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条の規定により、令和八年度、令和九年度及び令和十年度において、福島県を発注者として、一般競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のとおり定める。

令和七年九月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**第一 資格の審査を受けることができない者**

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされている場合において、これを受けていない者
- 三 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者
- 四 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納している者
- 五 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のない者
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者

**第二 資格及びその有効期間**

資格は申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第五の第一号の定例申請に係る資格 令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
- 二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格が認定された日から令和十一年三月三十一日まで

**第三 資格の喪失**

資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

#### 第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて提出する方法又は知事が別に定める電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により、知事に当該資格の審査に係る申請をしなければならない。

#### 第五 資格の審査の申請時期

- 一 定例申請 令和七年十月一日から同月三十一日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日（以下単に「県の休日」という。）を除く。）受け付ける。
- 二 随時申請 令和八年四月一日から、県の休日を除き、令和十年九月三十日まで受け付ける。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

#### 第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

| 提出先                    | 郵便番号及び住所                               | 電話番号                 |
|------------------------|----------------------------------------|----------------------|
| 福島県出納局<br>入札用度課        | 九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町<br>二番一六号            | 〇二四一五二一<br>—<br>七四一三 |
| 福島県県中地<br>方振興局出納<br>室  | 九六三一八五四〇 福島県郡山市麓山一<br>丁目一番一号           | 〇二四一九三五<br>—<br>一四七八 |
| 福島県県南地<br>方振興局出納<br>室  | 九六一一〇九七一 福島県白河市昭和町<br>二六九番地            | 〇二四八一二三<br>—<br>一六五四 |
| 福島県会津地<br>方振興局出納<br>室  | 九六五一八五〇一 福島県会津若松市追<br>手町七番五号           | 〇二四二一二九<br>—<br>五四七四 |
| 福島県南会津<br>地方振興局出<br>納室 | 九六七一〇〇〇四 福島県南会津郡南会<br>津町田島字根小屋甲四二七七番地一 | 〇二四一一六二<br>—<br>五三五四 |
| 福島県相双地<br>方振興局出納<br>室  | 九七五一〇〇三一 福島県南相馬市原町<br>区錦町一丁目三〇番地       | 〇二四四一二六<br>—<br>一三〇三 |

|                        |                              |                      |
|------------------------|------------------------------|----------------------|
| 福島県いわき<br>地方振興局出<br>納室 | 九七〇一八〇二六 福島県いわき市平字<br>梅本一五番地 | 〇二四六一二四<br>—<br>六〇四三 |
|------------------------|------------------------------|----------------------|

## 第七 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙の提出又は知事が別に定める電子情報処理組織の使用により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 代表者の職氏名
- 三 住所又は主たる事務所の所在地
- 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

## 第八 この告示に関する問合せ先

福島県出納局入札用度課

(入札用度課)